

第 33 回

西宮市子ども・子育て会議

【 参考資料集 】

- 参考資料 1 条例・要綱等 p.1～6
- 参考資料 2 令和3年度評価資料案 p.7

条例・要綱等

1) 西宮市附属機関条例（抄）

（設置）

第1条 別に条例に定めるもののほか、別表根拠規定の欄に掲げる規定に基づき、執行機関又は地方公営企業の管理者（以下「執行機関等」という。）の附属機関として、同表附属機関の欄に掲げる附属機関を設置する。

（委員）

第2条 附属機関の委員の定数は、別表委員総数の上限の欄に掲げる数以内とする。

2 委員は、別表構成の欄に掲げる者のうちから当該附属機関の属する執行機関等が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。

4 委員は、2回を限度として再任することができる。ただし、当該附属機関の属する執行機関等においてやむを得ないと認める場合に限り、4回を限度として再任することができる。

5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（附属機関の運営）

第3条 附属機関に会長及び副会長を置き、会長及び副会長は、当該附属機関において、委員の互選により定める。

2 会長は、当該附属機関を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 附属機関の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。ただし、会長及び副会長を互選する会議は、当該附属機関の属する執行機関等が招集する。

5 附属機関は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 附属機関の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4条～第39条 （略）

（西宮市子ども・子育て会議の特例）

第39条の2 西宮市子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 第3条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第4項ただし書中「会長及び副会長」とあり、並びに同条第2項、第3項及び第4項本文中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第3項中「副会長」とあるのは「あらかじめ部会長の指名した委員」と読み替えるものとする。

4 西宮市子ども・子育て会議は、部会の決議をもって西宮市子ども・子育て会議の決議とすることができる。

第40条～第47条 (略)

(意見聴取等)

第48条 附属機関は、必要と認めるときは、関係行政機関の職員その他議事に関係のある者に対し、出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第49条 附属機関の委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補則)

第50条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、その属する執行機関等又は当該附属機関が定める。

付 則 (略)

別表 第1条、第2条、第22条、第29条、第44条、第47条関係

(子ども・子育て会議部分抜粋)

附属機関の属する執行機関等	根拠規定	附属機関	担当事務	委員総数の上限	構成
市長	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項	西宮市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務についての調査及び審議	20人	子どもの保護者 事業主の代表者 労働者の代表者 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 子ども・子育て支援に関し優れた識見を有する者

(参考) 子ども・子育て支援法(抄)

(市町村等における合議制の機関)

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
 - 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
 - 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。
 - 4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
 - 一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。
 - 二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
 - 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

2) 西宮市子ども・子育て会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市附属機関条例(平成25年西宮市条例第3号。以下「条例」という。)第50条の規定に基づき、西宮市子ども・子育て会議(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2条 会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、審議会の決議により非公開とすることができる。

- (1) 西宮市情報公開条例(昭和61年西宮市条例第22号)第6条各号に該当すると認められる事項の調査及び審議をするとき
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められるとき

2 会議の傍聴を希望する者は、別記様式により西宮市子ども・子育て会議傍聴申請書を会長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 会長は、傍聴希望者が、第5項の規定による退場を命じられたことがある等会議の円滑な進行を妨げるおそれのあるものと判断するときは、前項の許可をしない。

4 会長は、傍聴希望者が多数ある場合は、傍聴者の人数を制限することができる。この場合、第5条に規定する課（以下「事務局」という。）において、あらかじめ、会場の状況等により傍聴可能な人数を決め、希望者が当該人数を超えた場合は、抽選により傍聴者の人数を調整するものとする。

5 会長は、傍聴者が次の各号のいずれかに該当する場合は、傍聴者の退場を命ずることができる。

- (1) 会議の秩序を乱し、又は妨げとなるような行為をするとき
- (2) 許可なく、写真又はビデオ等による撮影、録音をするとき
- (3) 会議の過程で会議が非公開とされた場合で、事務局の指示に従ってすみやかに退場しないとき
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議の円滑な進行を図るため、会長が指示する事項に従わないとき

（会議録の調製）

第3条 会長は、会議録を調製し、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の開催日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 会議の内容
- (4) その他会議において必要と認めた事項

（ワーキンググループの設置）

第4条 審議会は、会議の進行を円滑に進めるため、審議会とは別にワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループの設置及び運営に必要な事項は別に定める。

（庶務）

第5条 審議会の庶務は、こども支援局子供支援総括室子供支援総務課において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は別に定める。

付 則（略）

3) 西宮市参画と協働の推進に関する条例 (抄)

(附属機関等)

第11条 市の機関は、附属機関その他意見を求める機関（以下「附属機関等」という。）の委員を選任するときは、次の基準に従うよう努めるものとする。

- (1) 幅広い分野の中から適切な人材を選任すること。
- (2) 公募により選任する委員（以下「公募委員」という。）を含めること。ただし、法令等の規定により委員の構成が定められている場合その他公募委員を選任しないことに合理的な理由がある場合は、この限りでない。
- 2 市の機関は、附属機関等の委員を選任したときは、その氏名、年齢、職業、任期等を公表するものとする。ただし、公表しないことに合理的な理由があるときは、この限りでない。
- 3 附属機関等の会議（以下「会議」という。）は、公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 法令等の規定により公開しないこととされている場合
 - (2) 会議の内容が個人情報にかかわるものである場合その他公開しないことに合理的な理由がある場合
 - (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合
- 4 市の機関は、会議を開催する場合は、あらかじめ開催日時、場所等を公表するものとする。ただし、緊急を要する場合その他公表しないことにやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。
- 5 市の機関は、会議を開催したときは、会議録を作成し、公表するものとする。ただし、会議録に西宮市情報公開条例（昭和61年西宮市条例第22号）第6条各号に規定する非公開情報が記録されている場合は、この限りでない。

4) 西宮市情報公開条例 (抄)

(公開義務)

第6条 実施機関は、公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）があつたときは、次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、公開請求をした者（以下「請求者」という。）に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 法令若しくは条例の定めるところにより又は実施機関が法律上従う義務を有する国の機関等の指示により、公にすることができない情報
- (2) 通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる個人に関する情報で、特定の個人が識別されうるもの。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。
- (3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、身体若しくは健康に危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の財産若しくは生活若しくは環境に重大な影響を及ぼすおそれのある違法若しくは著しく不当な事業活動に関する情報を除く。

- (4) 市と国、地方公共団体その他公共団体（以下「国等」という。）との間の協議依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報で、公開することにより、当該国等との協力関係又は信頼関係を著しく害すると認められるもの
- (5) 市の内部又は市と国等との間における調査、検討、審議、企画等の意思形成過程に関する情報で、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 市又は国等が行う立入検査、試験、入札、交渉、渉外、争訟、人事その他の事務事業に関する情報で、公開することにより、当該事務事業又はこれと同種の事務事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生じるおそれのあるもの
- (7) 公開することにより、人の生命、身体若しくは財産等の保護、公共安全又は秩序の維持に支障を及ぼすと認められる情報

令和3年度評価資料案（イメージ）

重点施策7 児童虐待防止対策の充実

各施策の自己評価の結果（A～D）を数値化（0～3点）して算出する平均値により、重点施策を総合評価する。

総合評価	B
前年度評価	(-)

① 活動指標

指標	実績値					目標値
	児童虐待予防や対応に関する研修回数	H28 1回	H29 1回	H30 1回	R1 1回	R2

② 施策の進捗状況等

(1) 児童虐待の予防

項目	実施内容	自己評価	評価理由	課題や今後の方向性
居住実態が把握できていない児童の全件把握	教育委員会、保健福祉センターと定期連絡会を開催し、対象児童を台帳管理した。	B (-)	児童台帳を作成したことで、会議日、把握経路、把握に向けた対応の管理を徹底した。	出入国在留管理局、医療機関、他府県の自治体との連携強化を図り、速やかな把握を目指す。
特定妊婦や要支援児童等の状況把握と支援について	保健福祉センターと定期連絡会を開催し、特定妊婦を台帳管理した。	B (-)	定期連絡会、その後の調査でアセスメントを行い、要保護児童対策協議会の進行管理台帳で支援状況を管理した。	妊娠期からの支援を充実させるために、医療機関との連携強化が必要である。

(2) 児童虐待相談や支援

項目	実施内容	自己評価	評価理由	課題や今後の方向性
児童虐待予防・対応マニュアル活用の推進	研修会開催時、学校、保育所の巡回時に配布した。緊急対応用ハンドブックを作成し、令和2年度に配布する予定。	C (-)	アセスメントや対応方法について協議した。また、各組織内での共有を依頼した。	人事異動や担当者の変更等でマニュアルや対応方法の引継ぎがスムーズにいかないケースもある。緊急対応用ハンドブック配布時に再度、周知徹底を行う必要がある。
実務担当者会議の充実	虐待ケースの種別、重症度、直近の状況把握を徹底した。	B (-)	各機関の出席者同士の情報共有、進行管理がスムーズになった。	支援状況の確認、リスクアセスメント、ケース移管の徹底等、引き続き管理の徹底を行う。

各施策を評価基準に基づき、A～Dの4段階で自己評価する。
(カッコ内は前年度評価)